

令和8年2月10日

## 都市建設常任委員協議会会議概要

委員長 渡部伸広

副委員長 里村誠悦

1 **開催日時** 令和8年2月10日（火曜日）午前9時58分～午前10時47分

2 **開催場所** 第4委員会室

### 3 **報告事項**

(1) 令和8年第1回定例会提出予定案件

- ①専決処分の報告について
- ②青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- ③青森市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- ④青森市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- ⑤専決処分の報告について
- ⑥専決処分の報告について
- ⑦専決処分の報告について
- ⑧専決処分の報告について
- ⑨専決処分の報告について
- ⑩専決処分の報告について
- ⑪専決処分の報告について
- ⑫青森市水道事業条例等の一部を改正する条例の制定について
- ⑬青森市営一般乗合自動車料金条例の一部を改正する条例の制定について

(2) その他

- ①除排雪等の状況について
- ②除排雪車両の事故について
- ③令和8年度夏タイヤの改正概要について
- ④青森市営バス発足100周年記念セレモニーについて

#### 【挙手による報告】

- ①雪に関する市民相談窓口コールセンターについて
- ②事故の報告について

#### ○出席委員

委員長	渡部伸広	委員	木戸喜美男
副委員長	里村誠悦	委員	工藤健
委員	赤平勇人	委員	長谷川章悦
委員	中村美津緒	委員	花田明仁

**○欠席委員**

なし

**○説明のため出席した者の職氏名**

企業局長	館山新	浪岡振興部次長	鳥谷部稚子
都市整備部長	中井諒介	水道部次長	川上連太郎
都市整備部理事	土岐政温	水道部参事	森田新
水道部長	館山公	都市政策課長	武田泰孝
交通部長	高野雅子	管理課長	今村剛志
都市整備部次長	櫻田文明	関係課長等	

**○事務局出席職員氏名**

議事調査課長	横内英雄	議事調査課主事	笹雄貴
--------	------	---------	-----

**○渡部伸広委員長** ただいまから、都市建設常任委員協議会を開会いたします。

なお、本日は、所管の報告事項に係る質疑応答のため、鳥谷部浪岡振興部次長が本協議会に出席しております。

それでは、本日の案件に入ります。

令和8年第1回定例会提出予定案件について報告を求めます。なお、質疑については、事前審査とならないようお願いいたします。

初めに、「専決処分の報告について」報告を求めます。都市整備部長。

**○中井諒介都市整備部長** 地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いました市営住宅ベイサイド柳川において発生した事故に係る和解1件につきまして、同条第2項の規定により、令和8年第1回定例会に提出を予定しておりますことから、お手元に配付しております資料に基づき、御説明申し上げます。

事故の発生は、令和5年2月13日、午前11時頃に、市営住宅ベイサイド柳川におきまして、東北電力ネットワーク株式会社が電気室及び住戸内のメーター交換作業を行うに当たり、指定管理者に事前連絡ないままに、電気室の主電源盤扉に貼られている注意書きを確認せず、施設全体の主電源ブレーカーを落としたため、揚水ポンプの非常用電源が発動し、あふれた水による浸水でエレベーターが水損したものであります。

本件によるエレベーターの修繕に係る負担につきましては、双方協議の結果、相手方は市に対し、318万4390円のうち286万5951円を負担することで合意し、合意内容について、令和8年1月29日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

専決処分の報告につきましては、以上でございます。

**○渡部伸広委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。赤平委員。

**○赤平勇人委員** すみません。今聞き漏らしたかもしれないんですけども、事故発生が3年前の令和5年で、専決が3年後ということなんですが、この時間というのはどう考えればいいのかなどという。

**○渡部伸広委員長** 都市整備部長。

**○中井諒介都市整備部長** 3年を要した理由ということでもありますけれども、事故発生から相手方と協議を行っておりましたが、費用の負担について合意がなされなかったこともあり、そういったところにつきまして、顧問弁護士とも相談しながら相手方に対し、訴訟も含めて対応の準備をしていたところであります。昨年度に入りましてから、相手方との間で交渉が進みまして、この負担内容で合意したものであります。

**○渡部伸広委員長** ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡部伸広委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。  
都市整備部長。

**○中井諒介都市整備部長** 令和8年第1回市議会定例会に提出を予定しております青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定につきまして、お手元の資料に基づき、御説明申し上げます。

なお、このたびの改正につきましては、保健部に関するものも含まれておりますが、都市整備部においてまとめて御説明させていただきます。

資料を御覧ください。

初めに、改正理由であります。法令の一部改正に伴い、所要の改正をするものです。

改正内容につきましては、1つには、令和3年7月に静岡県熱海市で、大雨に伴う盛土の崩落により甚大な人的・物的被害が発生したことを踏まえ、盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、宅地造成等規制法が抜本的に改正され、土地の用途——宅地、森林、農地等にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することを目的に、宅地造成及び特定盛土等規制法——以下、盛土規制法——が令和5年5月26日に施行されました。本市では、令和8年4月1日に規制区域の指定を行い、許可制度による規制等を開始する予定でありますことから、許可申請手数料を設定するものであります。

2つには、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律——以下、薬機法——等の一部を改正する法律が公布、また、薬機法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令が公布され、令和8年5月1日から施行されることに伴い、青森市手数料条例における引用条項の整理が必要となったため改正しようとするものであります。

施行期日につきましては、盛土規制法の改正に伴うものは令和8年4月1日、薬機法の改正に伴うものは令和8年5月1日を予定しております。

報告は以上でございます。

**○渡部伸広委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡部伸広委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。都市整備部理事。

**○土岐政温都市整備部理事** 令和8年第1回定例会に提出を予定しております青森市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、御説明します。

青森市道路占用料徴収条例は、道路法の規定により徴収する市道の占用料の額及び徴収方法を定めております。

本市では、これまで占用料の額については、道路法施行令別表に規定する国道に係る占用料の額と同額としているところであります。

それでは、資料を御覧ください。

初めに、提案理由であります。道路法施行令の一部が改正されたことから、これを勘案し、本市における道路占用料を改定するため、条例改正を行うものです。

次に、条例の改正内容であります。道路占用料の額の見直しであります。道路法施行令の一部を改正する政令により、国道について直近の固定資産税評価額を使用し、近年の地価動向を道路占用料へ反映させる見直しが行われることに伴い、本市の道路占用料についても、これまでの改定と同様に道路法施行令に示す額と同額とする見直しを行うものであります。

最後に、施行期日については、令和8年4月1日とするものであります。

説明は以上でございます。

**○渡部伸広委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡部伸広委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。都市整備部長。

**○中井諒介都市整備部長** 令和8年第1回定例会に提出を予定しております青森市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

青森市都市公園条例では、都市公園法に規定されている都市公園の占用に係る使用料等を定めております。

当該占用に係る使用料のうち、電柱、電線、変圧塔、水道管、下水道管、ガス管等の青森市道路占用料徴収条例に定める道路占用物件と同一または類似する物件の占用に係る使用料につきましては、昭和33年4月の旧青森市における都市公園条例の制定以来、道路占用料との均衡を図るため、青森市道路占用料徴収条例に定めている占用料に準じて、その額を定めてきたところであります。

今回、青森市道路占用料徴収条例の一部を改正いたしますことから、青森市都市公園条例につきましても、改正後の道路占用料との均衡を図るため、道路占用物件と同一または類似する物件の占用に係る使用料を改定するものであります。

次に、条例の改正内容についてであります。青森市道路占用料徴収条例に定める道路占用物件と同一または類似する物件の占用に係る使用料につきましては、道路占用料と同じ額として改定するものであります。

最後に、施行期日につきましては、令和8年4月1日とするものであります。

説明は以上でございます。

**○渡部伸広委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡部伸広委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「専決処分報告について」は、関連する3件の専決処分について一括で報

告を求めます。都市整備部理事。

**○土岐政温都市整備部理事** 令和8年第1回定例会に提出を予定しております事故の和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分3件について、資料に基づき御説明いたします。

まず、資料1を御覧ください。

事故の発生は、令和7年11月5日、午後8時30分頃に、幸畑字阿部野の市道幸畑団地84号線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、車両の右側前輪タイヤを損傷したものです。

賠償につきましては、双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費及び文書料として5742円を負担することで合意し、合意内容について、令和8年2月4日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

続きまして、資料2を御覧ください。

事故の発生は、令和8年1月10日、午後零時45分頃に、一般国道7号を走行中、上部を交差する市道橋戸門1-1号線からの落雪により、車両のルーフを損傷したものです。

賠償につきましては、双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費及び文書料として34万2408円を負担することで合意し、合意内容について、令和8年2月4日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

続きまして、資料3を御覧ください。

事故の発生は、令和8年1月13日の夜間、市道大野安田線に設置している道路反射鏡の支柱が折損し、民地に駐車していた車両を損傷したものです。

賠償につきましては、双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費として6万1501円を負担することで合意し、合意内容について、令和8年2月4日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

なお、損害賠償については、市が加入している保険で対応しております。

専決処分の報告につきましては、以上でございます。

**○渡部伸広委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡部伸広委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「専決処分の報告について」は、関連する4件の専決処分について一括で報告を求めます。浪岡振興部次長。

**○鳥谷部稚子浪岡振興部次長** 令和8年第1回定例会に提出を予定しております事故の和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分について御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

事故の発生は、令和7年11月12日水曜日、午後2時30分頃、浪岡地区樽沢の市道三好線において、法人所有の普通自動車が銀方面から樽沢方面へ走行していたところ、道路の舗装片の上を通過した際に舗装片が浮き上がり、車両を損傷させたも

のであります。

この賠償につきまして、双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費として33万3266円を負担することで合意したことから、令和8年2月4日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

続きまして、資料2を御覧ください。

事故の発生は、令和7年12月15日月曜日、午後5時頃、浪岡地区北中野の市道吉内稲村線において、個人所有の軽自動車の本郷方面から浪岡方面へ走行していたところ、道路の穴に落ち、左側前輪タイヤを損傷させたものであります。

この賠償につきまして、双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費として1万4000円を負担することで合意したことから、令和8年2月4日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

資料3を御覧ください。

事故の発生は、令和7年12月15日月曜日、午後5時頃、浪岡地区北中野の市道吉内稲村線において、個人所有の軽自動車の本郷方面から浪岡方面へ走行していたところ、道路の穴に落ち、左側後輪タイヤを損傷させたものであります。

この賠償につきまして、双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費として2万6500円を負担することで合意したことから、令和8年2月4日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

資料4を御覧ください。

事故の発生は、令和7年12月16日火曜日、午前9時頃、浪岡地区北中野の市道吉内稲村線において、個人所有の軽自動車の本郷方面から浪岡方面へ走行していたところ、道路の穴に落ち、左側前輪タイヤ及びホイールを損傷させたものであります。

この賠償につきまして、双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費として2万1164円を負担することで合意したことから、令和8年2月4日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

なお、損害賠償については、市が加入している道路賠償責任保険で対応しております。

専決処分の報告につきましては、以上でございます。

**○渡部伸広委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡部伸広委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市水道事業条例等の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。水道部長。

**○館山公水道部長** 令和8年第1回市議会定例会に提出を予定しております青森市水道事業条例等の一部を改正する条例の制定について、その内容を御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

初めに、本条例改正に関する背景であります。

令和6年1月に発生しました能登半島地震では、インフラの復旧、特に上下水道設備の復旧に時間を要したことが報じられておりましたが、中でも宅内配管における漏水修繕の復旧が遅れたことにより、一部の地域では断水の解消まで5か月を要したとされております。

この要因といたしましては、地元の業者自身が被災したこともありますが、宅内配管の工事は各自治体・水道事業者の条例等により、管理者が指定した工事業者でなければ施行できない制度となっているため、業者の確保が困難となり、修繕工事の順番待ちが発生したことが断水期間の長期化につながったものとされております。排水設備についても同様であります。

こうした状況を踏まえまして、被災時などに他の自治体・水道事業者が指定した工事業者による工事を可能とするため、供給規程等の改正について検討するよう、国土交通省から各自治体・水道事業者に通知があったものであります。

そこで、本市におきましても、災害その他非常の場合において管理者が必要と認めるときは、本市以外の自治体等から指定を受けている工事業者でも施行を可能とするよう青森市水道事業条例、青森市下水道条例及び青森市農業集落排水施設条例において、一括して関連条文にただし書等を追加する改正を行うものであります。

施行日につきましては、公布の日からといたします。

資料の2ページから5ページまでが、各条例改正案の新旧対照表となっております。

参考までに、5ページ中段にありますとおり、現在本市が指定している工事業者の数は、給水装置工事では209者、排水設備工事では151者となっており、両方に登録のある業者は144者となっております。

また、このうち4割前後は、近隣の市町村や県外など、本市以外の業者となっております。

説明は以上でございます。

**○渡部伸広委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡部伸広委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市営一般乗合自動車料金条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。交通部長。

**○高野雅子交通部長** 令和8年第1回市議会定例会に提出を予定しております青森市営一般乗合自動車料金条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

初めに、「1 改正理由」ですが、青森市営一般乗合自動車運送事業における障害者の介護人への普通旅客料金の割引については、これまで身体障害者手帳及び知的

障害者に係る療育手帳の交付を受けている者の介護人は、市長において必要と認めた場合に限り適用しております。

令和7年4月1日から東日本旅客鉄道株式会社等におきまして、旅客運賃の割引の対象に精神障害者が追加されたことに伴い、身体障害者手帳及び知的障害者に係る療育手帳と同様に精神障害者保健福祉手帳にも割引適用に必要な障害の程度が明記されております。

これにより、当部においても割引対象となる介護人か否かの判別が可能となったことから、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の介護人にも同様の割引を適用するため改正するものであります。

次に、「2 改正内容」について御説明申し上げます。

料金の割引に関する改正につきましては、片道普通旅客料金の割引の対象に精神障害者健康福祉手帳の交付を受けている者の介護人を加えるための所要の整備を行うものであります。

次に「3 施行期日」につきましては、令和8年4月1日からといたします。

以上が本条例の一部を改正する内容となっております。

報告は以上でございます。

**○渡部伸広委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡部伸広委員長** 質疑はないものと認めます。

以上で、令和8年第1回定例会提出予定案件についての報告を終わります。

次に、その他の報告を求めます。

初めに、「除排雪等の状況について」報告を求めます。都市整備部理事。

**○土岐政温都市整備部理事** 初めに、今冬の除排雪につきまして、特に1月20日以降は作業が大きく遅れており、市民の皆様、各委員の皆様の御要望等に対応するにおしなべて相当の時間を要しており、御不便と御心配をおかけしておりますことをおわび申し上げます。

それでは、令和7年度の除排雪状況等について、御報告いたします。

青森地区及び浪岡地区における積雪深、累計降雪量及び雪に関する市民相談窓口受付件数につきましては資料のとおりとなっております。

これまでの除排雪作業についてですが、御承知のとおり、除排雪対策本部では、1月22日に雪害対応体制に移行し、その後、1月29日には、豪雪災害対策本部を立ち上げたところであります。

今冬は、1月下旬から強い冬型の気圧配置による低温・降雪が続き、20日の降り始めの数日前から国土交通省や気象庁からの長期的に寒気が続く予報なども踏まえ、21日から22日にかけては、全ての路線や工区に除排雪作業の出動指令を全事業者に発出し、市内の道路交通の確保に努めました。

しかしながら、その後も間断なく降雪が続き、除排雪作業が追いつかない状況と

なり、結果的に1月の累計降雪量は398センチメートル、最深積雪は167センチメートルを記録し、1月としては戦後最多となる極めて深刻な豪雪となりました。

このような災害級の降雪の中、本市では豪雪災害対策本部を軸に、国・県と緊密な連携を図りながら、昼夜を問わず、事業者と除排雪作業に全力で取り組んでおり、新青森駅周辺や市民病院、県立中央病院など最重点路線の道路交通確保、緊急車両の通行を最優先とした緊急除雪の実施、除排雪作業に必要な不可欠な雪捨場までのルート確保、市民雪寄せ場の排雪、路線バス事業者と連携したバス路線の道路交通確保、青森市交通安全・防犯プログラムに基づく歩道・通学路除排雪、日中除雪の実施、市のホームページや雪ポータルなどによるSNS上での雪対策の情報発信、追加排雪作業による道路幅員の確保、市教育委員会と連携した通学路等を確保する歩道等人力除雪隊の設置など、雪害から市民の生命や財産、日々の暮らしを守るため、様々な対策を講じてまいりました。

また、国や県と連携した取組としましては、2月4日に、本市が市道の雪を国道に押し出し、それを国が手配したダンプトラックに積み込み、雪捨場まで運搬する連携除雪、いわゆるスクラム除雪を実施しましたほか、青森県から支援を受け、2月6日に流通団地において代行除雪を実施し、8日に作業を完了しました。

このほか、県が仲介役を担う応援ダンプ——除排雪資機材支援制度を2月2日から継続して活用しながら排雪作業を進めております。

市民の皆様には、いまだ御不便をおかけしております。引き続き市民生活の安定確保のため、国・県・事業者と連携しながら除排雪作業を進めてまいります。

また、今年度の除排雪経費がかさむことが見込まれますことから、2月3日に全国雪対策連絡協議会において今冬の大雪に対する財政支援について、総務省及び財務省、国土交通省に対し要望しており、2月9日には市として特殊財政需要に対する財政支援について、総務省に要望しており、今後も今冬の除排雪に関する支援について要望、働きかけてまいります。

引き続き道路交通の確保と都市機能の維持及び市民生活の安定確保に向け、全力で雪対策に取り組んでまいります。

御報告は以上でございます。

**○渡部伸広委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。赤平委員。

**○赤平勇人委員** 除排雪についてですけれども、まず、市の認識の確認からお聞きしますが、1月20日以前から、そもそも今シーズン、冬に一度も除雪が来ていないという声が上がっているところもあるんです。そうした箇所があるということも含めて、市は把握しているのでしょうか。

**○渡部伸広委員長** 都市整備部理事。

**○土岐政温都市整備部理事** 今シーズン一度もということにつきましては、これは私どものシステム上はあり得ないというふうに考えております。

○**渡部伸広委員長** 赤平委員。

○**赤平勇人委員** ということは、22日以降は入っていないことは考えられるけれども、その前には入っているはずじゃないかというのが市の認識ですか。

○**渡部伸広委員長** 都市整備部理事。

○**土岐政温都市整備部理事** はい、そうです。

○**渡部伸広委員長** 赤平委員。

○**赤平勇人委員** まず、そこが市民の感覚とずれがあるのではないかなというふうに思うんですけども。

続けて、専ら今22日以降の対応が遅れているということなんですが、ホームページの作業状況の公表を見ると、いまだに作業日程調整中と、いわゆる黄色く表示されている状況になっているところが多数あります。

特に、私の元にも油川、石江、佃、金沢、富田、沖館などから、もう本当に悲鳴の声が上がっているわけです。この作業日程調整中——そもそも、赤にもなっていない、作業が開始もされていないこの箇所の——3週間ぐらいたつわけですけども——要因というのは、大体どういうことが言われているのか教えてください。

○**渡部伸広委員長** 都市整備部理事。

○**土岐政温都市整備部理事** まず、赤平委員が今おっしゃったのは、調整中というのがずっと続いているということですよ。

○**渡部伸広委員長** 赤平委員。

○**赤平勇人委員** はい。

○**渡部伸広委員長** 都市整備部理事。

○**土岐政温都市整備部理事** 恐らく作業遅延の理由ということだと思いますけれども、1月20日頃から2月3日にかけての約2週間の間に2メートル40センチメートルほどの降雪と、あと最深積雪も176センチメートルというところもありまして、各工区、除排雪作業に通常期以上の時間を要する状況にまず陥っているところがあります。

そして、連続した降雪によりまして作業済み路線の状況が悪化して、手戻り作業が発生しているという状況もあります。

また、ダンプトラックの走行経路であります主要幹線道路——市道に限らず国道、県道もあるんですけども、これの道路状況が悪化しているということで、まず排雪経路が確保できないというところでの作業の遅延、また、国道、県道の排雪作業、これのタイミングが重なりまして、ダンプトラックの手配困難や海側の雪捨場の渋滞が頻発しているというようなこともありまして、実際その工区に作業に入る予定が立たないというケースがまず大きいのではないかとこのように考えております。

○**渡部伸広委員長** 赤平委員。

○**赤平勇人委員** ということは、3週間ぐらい、もう作業の——そもそも手がつけられる予定が立たないというところがずっと、いわゆる放置状態になっていると思

うんですけれども、県に対して県道なりの幹線を早くやってくれというような要請は、強く市のほうから出しているんでしょうか。

**○渡部伸広委員長** 都市整備部理事。

**○土岐政温都市整備部理事** 国道、県道を搬出路としている工区も多数ありますので、それにつきましては、市長のぶら下がりなどでも発言しておりますけれども、私どもの事務レベルでは、各管理者のほうに作業予定を聞いたり、あるいはそろそろ入ってもらえませんか、困っていますというところは必要に応じて複数回伝えているところでもあります。

**○渡部伸広委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** やっぱり幹線の排雪なり除雪なりが進まないということが1つネックになっていると思っていて、1つは、例えば具体的に言うとA-5——ここは油川ですけれども——なんかはホームページを見ると、今は黄色くなっていますが、幹線・補助幹線の排雪が入ったら、除雪が済んだら、ここは入りますよということが注意書きで書いているんですね。なので、それを記載するかしないかだけでも、まず1つ違うと思うんですよ。県道なり幹線なりが進んだら入りますよ、それが無いから入れませんよということを書くだけでも、まず1つ違うのではないかなというふうに思うんです。

ただ、それを書いたとしても、作業——幹線が進んでいないということなのであれば、やはりこの幹線なり補助幹線なりの日中の除排雪というのを緊急でやるべきじゃないかなというふうに思うんですね。それは通行止めにするとか、もちろん近隣住民に注意を促した上ですけれども、日中の除排雪ってやらないのかなというふうに思うんですけれども、その部分はいかがでしょう。

**○渡部伸広委員長** 都市整備部理事。

**○土岐政温都市整備部理事** 日中の作業につきましては、こちらも今回のどか雪を踏まえまして、特に先ほど申し上げた病院の周りでありますとか、交通の要所につきましては通常からやることとしておりますけれども、そのほかの幹線、工区につきましても、やれるような環境であれば、そこは業者に対して、日中やってくださいということはやっているところはあります。なので、それは今後も必要に応じてやっていきたいと考えております。

**○渡部伸広委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** 特に、この3週間以上もずっと入っていないようなところ、市民、住民から言わせると、1月22日以前に、そもそも今冬に入ってから、そもそも入っていないという声も実際寄せられているようなところ、そういうところの幹線なり補助幹線なり県道とかも含めたそういうところというのは、とにかく日中でもいいから早く入れないと、もういつまでも、1か月も放置されたままになると思うんですね。

そこがちゃんと災害対応として、今までの延長線上ではなくて、災害対応として

の特別な体制が組まれているかということが、やっぱり市民が一番怒りの感情とかにもつながっている部分だと思うんです。

災害対策本部が立ち上がって除雪のやり方が少しでも変わったというふうになれば、また少しでも違うと思うんですけれども、その部分の検討というのは、ぜひやっていただきたいというふうに強く要望します。

以上です。

○渡部伸広委員長 ほかに発言はありませんか。中村委員。

○中村美津緒委員 先ほど赤平委員からの1回も入っていないところがあることに対して市の認識はという御回答に関して、システム上それはないというふうにおっしゃいましたけれども——ここにいらっしゃる理事者の皆様にもお伝えしますけれども、自分たち関係ないからって腕を組んだり知らないふりしないで、ちゃんと聞いてほしいですね——システム上、それは狂っていますよ。1回も入っていないところありますよ。

それで、事務レベルではという発言も現場に出てないから分からないんだよ、きっと。出るべきだよ。1回も入っていないところあるよ。

それで、市長の発言もそうだけれども、先ほどの発言もそうだけれども、今後発言は気をつけたほうがいいですよ。市民に対して火に油になっている。苦情がまた苦情を呼んでいる。とは言っても、次に進みたいんですけれども、今入っていないところがあまたある。かなりある。3週間、1か月ほどじゃないところがある。そこはいつ終われるのか、ちょっと具体的に示してほしい。示せますか。いつまで終わらせられる。

○渡部伸広委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 現時点では——今の個別の路線についてですよ。

○渡部伸広委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 そうですね。私が事前にお伝えしました。幾つかの工区と非常に苦情が多い、入っていないとされている業者名簿をお伝えしましたよね。そこはいつ終わる。

○渡部伸広委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 中村委員から事前にお示しをされた工区、路線につきましても、いつ終わるかというところにつきましても、現時点では明言することは残念ながらできません。

○渡部伸広委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 分かりました。

○渡部伸広委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「除排雪車両の事故について」報告を求めます。都市整備部理事。

**○土岐政温都市整備部理事** 除排雪車両の事故につきまして、御報告いたします。  
配付資料の「除排雪車両の事故について」を御覧ください。

事故の概要は、令和8年1月26日月曜日、午後11時23分、三内字丸山の住宅地において、市が委託する除排雪事業者のタイヤショベルと近隣住民が接触したものです。

事業者からの聞き取りによりますと、接触した住民は、2月6日時点で意識不明の重体とのことであり、一日も早い御回復を願っております。

除排雪作業の安全管理につきましては、原則として受託者の責任において行うものであります。市では、安全管理指導として、昨年10月に開催しました令和7年度除排雪事業に関する説明会において、また、同じく10月に開催しました令和7年度除排雪オペレーター講習会においても、安全な除排雪作業について周知しております。

今回の事故を受けまして、改めて全委託事業者に対し、令和8年1月27日付で青森市豪雪災害対策本部長名において、「除排雪作業時における安全管理の徹底について」通知文を送付し、除排雪作業において、一層の安全管理に努め、二度とこのような事故が起こらぬよう指導したところであります。

なお、今回の事故につきましては、市が除排雪事業者に委託する作業中の事故であり、市が除排雪事業者と締結している除排雪作業委託契約に基づき、委託事業者が対応することになっております。

御報告は以上となります。

**○渡部伸広委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。中村委員。

**○中村美津緒委員** 先ほどの事故報告について、1月26日付の事故、そして27日に全業者に対して再発防止を告知したような御説明でありましたけれども、今日は2月10日であります。

そこでちょっと確認なんですけれども、今日のこの本日に合わせて示されているこの事故報告なんですけれども、いつ時点までに発生した事故を対象として取りまとめて今日のこの常任委員協議会に臨んでいるのか教えてもらいたいです。

**○渡部伸広委員長** 都市整備部理事。

**○土岐政温都市整備部理事** 市で把握しているという事故につきましては、都度翌月の常任委員協議会あるいは常任委員会で報告させていただくという形を取っています。

**○渡部伸広委員長** 中村委員。

**○中村美津緒委員** 2月6日にも事故があったと思うんですけれども、今、今日のこの資料には把握されていないので、じゃあ、2月6日の事故というのは次の常任委員会で。

**○渡部伸広委員長** 都市整備部理事。

**○土岐政温都市整備部理事** 2月6日に発生した事故につきましては、まだ、こちらのほうで承知していない部分がありますので、そこにつきましては情報収集していきたいと思います。

**○渡部伸広委員長** 中村委員。

**○中村美津緒委員** 市の除排雪業務に従事する業者の安全管理及び服務規律について重大な懸念があるので、指摘及びちょっとお尋ねしたいと思います。

この業者さんは、雪対策室長がよく御存じだと思うんですけども——室長にお尋ねしますけれども、1月上旬にその除排雪業者さんは、その除排雪業者さんの雪置きに対して何とかこれを処理していただけないかというお願いしたところ、暴言を吐かれたけれども、業者さんはそういった事実はないって言いましたよね。ね、言いましたよね。「はい」と呼ぶ者あり) うん。

それで、1月中旬にも同じ業者さんが、また橋の上——青森市某所の橋の上で、またそのグレーダーのオペから暴言を受けたってお話ししましたよね。それで、同じ中旬に、その2月6日金曜日、早朝に事故を起こしています。それで、1月中旬にあおり運転をされた高齢者がいた。もう、そろそろ本当に注意しないと何か起きるよって僕、室長に言いましたよね。それ、その事業者が事故、2月6日に起こしているんですよ。救急車も出ているんですよ。

室長にお尋ねしました。その業者さんが何て言っているかって。何て言っていましたか。聞きましたか、業者に。

**○渡部伸広委員長** 道路維持課雪対策室長。

**○福永宏治道路維持課雪対策室長** 雪対策室長です。

2月6日の事故ということで、ちょっと把握していなかったもので、これからちょっと確認させていただきたいなと思います。

**○渡部伸広委員長** 中村委員。

**○中村美津緒委員** 除排雪業者の看板をしょって事故ってるんですよ。

報告がないってことは、じゃあ、例えば違う、工区でなくて民間の工事を作業して事故ってたらそういう報告はないかもしれないということですか。答えられます。

**○渡部伸広委員長** 道路維持課雪対策室長。

**○福永宏治道路維持課雪対策室長** 再度同じ回答になってしまいますが、2月6日、確認してみたいと思います。

以上でございます。

**○渡部伸広委員長** 中村委員。

**○中村美津緒委員** もう、この起きた出来事はもう覆すことはできないんですけども、この業者のみならず、今の除排雪業者さんって作業中をSNS、T i k T o kに上げたり、編集して面白おかしく伝えてるんですよ。なので、暴言にしかり、そういったあおり運転にしかり、SNSで面白おかしく上げている。そういったことやれば、また事故が起きますよ。それを今すぐ注意すべきだと思います。

す。

それを指摘して、僕の質疑を終わります。

**○渡部伸広委員長** ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡部伸広委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「令和8年度夏ダイヤの改正概要について」報告を求めます。交通部長。

**○高野雅子交通部長** 令和8年度夏ダイヤの改正概要につきまして、御報告いたします。

交通部では、安心して信頼のあるサービスの提供に向け、夏ダイヤ・冬ダイヤの2シーズン制ダイヤを導入しており、令和8年度も引き続き2シーズン制ダイヤを実施することとし、夏ダイヤを次のように改正いたします。

「1 改正時期」につきましては、令和8年4月1日水曜日からとし、「2 主な改正内容」につきましては、①の「運行規模」として、1日当たり平日は838便で、令和7年度夏ダイヤから22便の減便、土曜、日曜、祝日は710便で17便の減便となります。

運行規模につきましては、依然として全国的に乗務員が不足している中で、本市交通部におきましても乗務員の確保が難しい状況にあること、また、運行委託事業者におきましても乗務員不足に伴い受託できるダイヤ数が減少したことなどの影響により、これまでと同等の運行規模を維持することが難しい状況となりましたことから、比較的運行便数の多い路線を中心に、夏期の利用状況や運行間隔を踏まえて調整したものであります。

そのほかとして、熊対策の対応として青森公立大学前のバス停留所を令和7年6月9日から大学正面入り口前に変更してまいりましたが、令和8年4月1日から正式にバスの乗降場所を大学正面入り口前に変更いたします。

なお、これまで青森公立大学前の乗降場所として運用してまいりました敷地入り口ロータリーのバス停留所につきましては、青森公立大学入口に名称を変更して引き続き運用いたします。

最後に、御利用の皆様への周知につきましては、広報あおもり3月号、市営バスホームページを通じて行うほか、バスロケーションシステムのバナー画面やデジタルサイネージなど、様々な媒体を活用して行うこととしております。

以上が令和8年度夏ダイヤの改正概要であります。

**○渡部伸広委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡部伸広委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市営バス発足100周年記念セレモニーについて」報告を求めます。交通部長。

**○高野雅子交通部長** 青森市営バス100周年記念セレモニーの開催につきまして、

御報告いたします。

大正 15 年 3 月 6 日に発足した青森市営バスは令和 8 年 3 月 6 日に発足 100 周年を迎えます。この 100 周年を記念いたしまして、令和 8 年 3 月 8 日日曜日、午前 10 時から市役所本庁舎 1 階サードプレースを会場にセレモニーを開催いたします。

式では関係者から御挨拶をいただいた後、青森市子ども会議の子どもたちによる「こども車内アナウンス」の取組発表、昨年 6 月に実施いたしました市営バス公式マスコットの名前公募の結果発表及び受賞者の表彰式、そして、市役所本庁舎ウィンドウサイン及びラッピングバスのお披露目などを行う予定であります。なお、本日この後、議員各位へ本セレモニーへの御案内を申し上げますので、ぜひ御臨席賜りますようお願いいたします。

今後も、より一層市民の皆様に関われる市営バスを目指し、取組を進めてまいります。

御報告は以上でございます。

**○渡部伸広委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡部伸広委員長** 質疑はないものと認めます。

この際、ほかに理事者側から報告事項などありませんか。都市整備部理事。

**○土岐政温都市整備部理事** 先月の都市建設常任委員協議会において、中村美津緒委員から御質疑がありましたことにつきまして、御報告をいたします。

コールセンターの稼働状況に関する内容であります。

本年 2 月 8 日時点になりますが、まず人員体制であります。人員体制につきましては、受電状況に応じて 3 名ないし 9 名体制で運用中であります。昨年 12 月 1 日から 12 月 31 日までは 3 名体制、年が明けて 1 月 1 日から 1 月 22 日までは 3 名ないし 8 名体制、1 月 23 日から 2 月 8 日までは 5 名ないし 9 名の体制であります。

次に、平均待ち時間であります。

平均待ち時間は、1 月 1 日から 2 月 8 日までに発生しておりますが、15 分 18 秒であります。最小は 1 月 11 日の 5 秒、最大は 2 月 6 日の 59 分であります。なお、12 月 1 日から翌年 1 月 22 日までの平均待ち時間は 4 分 42 秒、また、1 月 23 日から 2 月 8 日までの平均待ち時間は 17 分 49 秒であります。

次に、入電・応答・放棄件数であります。

まず、全期間お答えします。入電件数 1 万 7171 件、応答件数 6622 件、放棄件数 1 万 549 件、応答率は 38.6%であります。12 月 1 日から翌年 1 月 22 日までの期間でありますけれども、入電件数 2358 件、応答件数 2276 件、放棄件数 82 件、応答率は 96.5%であります。1 月 23 日から 2 月 8 日までの期間ですが、入電件数 1 万 4813 件、応答件数 4346 件、放棄件数 1 万 467 件、応答率は 29.3%であります。

御報告は以上でございます。

**○渡部伸広委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。中

村委員。

○中村美津緒委員 要望でした。

まず、今のいただいたのを資料で頂きたいっていうのと、あとはもう1つ要望が。

できるのであれば、録音をしていただいて、その録音にメッセージを残して後から折り返しますみたいな、せめて電話が通じなかった方に対しての、ちょっと容赦していただきたいなと思っております。

以上です。

○渡部伸広委員長 ほかにありませんか。赤平委員。

○赤平勇人委員 私からも要望なんですけれども、これだけ長い時間待って、コールセンターにやっとながったと。それで、その問合せ内容が、例えば災害救助法に基づく屋根の雪下ろしの相談なんですけれどもという場合に、コールセンターからは、いや、それはこちらではありません。こっちに電話してくださいとかというふうになって、それでもう、市民は怒り心頭になっているわけです。

やっぱり市民の感情からすると、雪の相談窓口というふうな名前がついているわけですので、そこが1つの窓口になって、様々情報を横につないでくれるのではないかという思いなわけですよ。それを、何かここは違うのでそっちに電話かけてくださいとまた待たされて、なかなかつながらないという状況がやっぱりあるので、それは一本化だったら一本化なり、何か工夫というのが必要だと思うんです。

そこをぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

以上です。

○渡部伸広委員長 要望でいいですよ。

〔赤平勇人委員「はい、要望で」と呼ぶ〕

○渡部伸広委員長 先ほど中村委員からの要望の資料については、もし出されるのであれば、委員皆さんに出していただきたいと思えます。

ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 なければ、質疑はこれにて終了します。

ほかにありませんか。交通部長。

○高野雅子交通部長 企業局交通部が委託しております自動車運送事業者が起こしました人身事故について御報告させていただきます。

令和8年2月8日日曜日、15時30分頃、サンロード青森前バス停留所におきまして、市企業局交通部が運行委託しております事業者が人身事故を起こし、救急搬送される事案が発生いたしました。

今回の事案につきましては、利用者がバスを降りた際にバス停留所付近で足を滑らせ、その際、バスに接触したものでありますが、おけがをされた方には心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い御回復を願っております。

受託事業者に対しましては、運行中の安全管理における一層の注意喚起を行った

ほか、交通部乗務員に対しましても、改めて運行中の安全管理について周知を行ったところであります。

詳しい事故原因等につきましては、現在警察により調査中と聞いておりますが、今後このような事故を発生させないよう職員一丸となって安全・安心なサービスの提供に努めてまいります。

以上でございます。

**○渡部伸広委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。赤平委員。

**○赤平勇人委員** 私も事故の内容を聞いていたんですけども、聞いた話によると、この方は視覚障害があったのではないかという情報や、高齢の女性で転んだと。そして、転んだ状態が分からないまま、バスがそのまま走行してしまったという話があるんですけども、そこは把握されているでしょうか。

**○渡部伸広委員長** 交通部長。

**○高野雅子交通部長** まず視覚障害者ということについては、まだそういった情報は入っておりませんでした。

それからバスの運行の状況ですけれども、現在警察のほうでも確認中でありまして、まだこちらについては事業者とも確認を進めているところであります。

〔赤平勇人委員「分かりました」と呼ぶ〕

**○渡部伸広委員長** ほかに発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡部伸広委員長** そのほか、委員の皆さんから、御意見等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡部伸広委員長** 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の協議会を閉会いたします。

( 会 議 終 了 )